会計年度任用短時間勤務職員（校内教育支援センター支援員）募集案内

１　募集職種

校内教育支援センター支援員

２　業務内容

（１）不登校児童生徒の学習支援、教育相談に関すること
（２）不登校児童生徒のソーシャルスキルトレーニングに関すること
（３）担当教諭との連絡調整に関すること

３　応募資格

不登校児童生徒への支援に熱意があり、次のいずれかに該当する者
（１）　教育職員免許法による免許状取得者又は見込みの者
（２）　相談業務に従事した経験を有する者
（３）　公認心理師等の資格取得者又は見込みの者
（４）　心理学専攻の大学卒業資格取得者若しくは見込みの者
　　又は修士課程を修了している者若しくは見込みの者

４　募集人数

３０名程度

５　任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
※任用期間満了後、人事評価の結果が良好である場合に再度の任用が可能

６　勤務条件

（１）身分：相模原市会計年度任用短時間勤務職員
（２）勤務地：市立小・中・義務教育学校
（３）勤務日：週５日
　　※ただし学校の長期休業期間はこの限りでない
（４）勤務時間（１日あたり）：６時間（※休憩３０分を除く）
　　午前９時３０分から午後４時まで（配置校により前後あり）

（５）給与等：日額１２，６３０円以上
通勤交通費は別途支給（実績に応じて翌月払い）
期末手当・勤勉手当・昇給あり
過去に相模原市会計年度任用短時間勤務職員の同職種であった者は経験反映あり
※記載の報酬額等については、例規改正により変更される場合があります。
※通勤交通費は通勤距離が片道２キロメートル以上の場合、規定に応じて支給します。
（６）休暇：年次休暇（有給）、特別休暇等
年次休暇：７日付与予定
特別休暇：付与あり
（７）社会保険等：公立学校共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償

７　申込方法等

（１）申込期間：令和８年１０月２７日（火）～令和８年１１月２７日（金）
（２）申込書類：申込書（様式あり）
※申込書類は相模原市教育相談課指定の様式をご使用ください。
様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。
（３）申込受付：相模原市教育相談課採用担当者宛（※問い合わせ先参照）に
申込書類を直接持込または郵送（令和８年１１月２７日（金）午後５時必着）
（４）注意点
ア　直接持込の受付は、平日午前９時から午後５時までです。
イ　送付状（添え状）は不要です。
ウ　提出いただいた申込書等は返却いたしません。
（書類の個人情報は採用にかかる事務以外には一切使用いたしません。）

８　選考方法

（１）一次審査（書類選考）：申込書類による書類選考を行います。
結果につきましては、合否にかかわらず１２月２日（水）までにご連絡します。
（２）二次審査（個人面接）：一次審査合格者を対象に１２月９日（水）から１２月１６日（水）までの間で個人面接を行います。
面接については本課で指定した日時で実施しますので、予定の確保をお願いいたします。

９　選考結果

結果につきましては、合否に関わらず１２月下旬までに通知を発送します。

１０　採用

令和９年４月１日

１１　特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本課の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、内定後、こども性暴力防止法関連システムを用いて法務省刑事局（検察庁）に犯罪事実確認のための照会を行います。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

１２　採用に関する問い合わせ先

〒２５２－０２３９
相模原市中央区中央３－１３－１３　相模原市立青少年相談センター内
相模原市教育委員会　教育相談課　総務班
電話：０４２-７６９－８２８５

（参考）教育相談課ホームページ

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。